

令和4年度 第1回鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和4年7月6日（水）  
午後1時30分から午後3時30分まで  
場 所 オンライン会議（CiscoWebex）  
会場：県庁第2庁舎4階第27会議室

1 開会

2 議事

- (1) 圏域ごとの現状報告（資料3）
  - ・西部
  - ・中部
  - ・鳥取市
  - ・東部4町
- (2) 令和3年度医療的ケア児者に関わる県の事業一覧
  - ・各事業説明（資料4）
  - ・令和3年度医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧（資料5）
  - ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修（資料6）、
- (3) 医療的ケア児等支援センターの開設について（資料7）

3 その他

障がい福祉計画改正に向けてのニーズ調査について（資料8）

4 閉会

## R4鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第1回）名簿

## 【委員】

	氏名	所属・職	備考	参加方法
1	光岡 芳晶	鳥取県相談支援専門員協会代表理事		オンライン
2	中井 恭子	就労継続支援A型事業所フレンズ管理者		オンライン
3	長谷川 麻野	鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員	新	オンライン
4	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー	新	オンライン
5	服部 智大	智頭町福祉課 主任	新	オンライン
6	黒田 昌典	倉吉市福祉課係長		オンライン
7	橋本 剛	米子市障がい者支援課担当課長補佐	新	オンライン

## 【オブザーバー】

	氏名	所属・職		参加方法
1	玉崎 章子	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長		欠席
(1)	河藤 知代	医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック(医療的ケア児等支援センター)	代理出席	オンライン
2	汐田 まどか	鳥取県立総合療育センター 院長		オンライン
3	藤原 美江子	特定非営利活動法人このゆびとーまれ 理事長		オンライン
4	谷川 英里	鳥取県立中部療育園 次長		オンライン
5	坂本 万理	公益社団法人鳥取県看護協会 ナーシングデイこすもす 所長		オンライン
6	後藤 幸子	鳥取県立皆生養護学校 PTA会長		オンライン
7	中村 瑞枝	鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司	新	オンライン

## 【事務局】

	氏名	所属・職		参加方法
1	小谷 智子	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長	新	会場
2	中嶋 浩一	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐	新	会場
3	東口 卓央	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 主事		会場
4	遠藤 紅弥	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長		会場
5	内藤 佐弥子	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 課長補佐		会場
6	岡田 梨沙	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 保健師	新	会場

## 鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

## (委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べるることができる者を、オブザーバーとして招聘することができる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

## 附 則

- この要綱は、平成25年10月11日から適用する。  
この要綱は、平成29年11月20日から適用する。  
この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

## 鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会の進め方

※R2第1回資料再掲（一部追記）

## 【医ケア部会のミッション】

- 県全体においてインクルーシブな地域生活をおくるために必要な基本的環境整備のあり方の協議
- 県全体の実情と課題の把握 ※前提に、実態調査（市町村、県）
- 県全域で検討すべき課題、社会資源の改善について協議
- 圏域課題への助言

## 【課題解決に向けた三層協議体】

	協議の場	協議内容	例 ※過去の部会、アンケートより
第1層	市町村単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な困り、不満、不安</li> <li>・対象者の把握</li> <li>・ニーズの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態調査への協力</li> <li>・事業所の受け入れ状況の把握、課題整理</li> <li>・困り、不満、不安の背景の把握</li> </ul>
第2層	圏域単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1層の課題の持ち寄り</li> <li>・地域ルール of 整理、調整</li> <li>・事業所間の役割分担調整</li> <li>・意見交換の場の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所の対応（児発、放デイ、生活介護等）への助言</li> <li>・事業所間の連携のしくみづくり</li> <li>・基幹相談支援センターやヘルパー事業所と医療型短期入所事業所の話し合いの場の設定</li> <li>・事業所間の役割分担（呼吸器対応は…）</li> <li>・災害時体制整備（モデルケースの検討等）</li> </ul>
第3層	県単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域課題の検討</li> <li>・県全体での資源開拓</li> <li>・人材育成</li> <li>・情報の周知</li> <li>・県全体の効果検証、方向性の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーターの役割、位置づけ、活動状況、困難事例の共有と周知。フォローアップ、連携のしくみづくり</li> <li>・短期入所（拡充、長期利用）の検討</li> <li>・県ショートへの看護師、ヘルパーの意見聴取</li> <li>・西部超重症心身障がい者の支援（第2層での対応困難）</li> <li>・災害時の体制整備（災害時対応ノート作成）</li> </ul>

【第2層 各圏域の状況把握】（現時点の課題） … ※各圏域からの報告により把握

- <東部>円滑なサービスの活用、事業所間の連携、
  - <中部>安定して利用できる短期入所、
  - <西部>超重症心身障がい者の暮らしの場、医療的ケア児の受入体制
- ※その他、各圏域において災害時支援体制（個別支援計画）の検討

## 【関連する検討の場】

※医ケア部会での検討が難しい内容は、別の場の活用も。医ケア部会の意見を報告し、協議の中に加えてもらう。

- ・教育系…鳥取県教育審議会学校教育分科会特別支援教育部会  
鳥取県特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会  
例：学校での受け入れ体制の検討
- ・医療系…重症心身障がい児者関係医療機関会議（全県）、重症心身障害児者医療機関関係会議（東）  
例：成人移行期の受診先
- ・福祉全般系…県地域自立支援協議会人材育成部会  
例：福祉人材の不足

## 米子市における状況報告

## 1 各圏域部会の開催状況

## 第 1 回

日時：令和 3 年 8 月 2 5 日

内容：

- (1) 部会の概要について
- (2) 医療的ケア児支援法について
- (3) 西部圏域における医療的ケア児者に係る状況について  
医療的ケア児等コーディネーターの配置状況について（西部圏域）
- (4) 医療的ケア児者の災害時の対応について
- (5) 今後の部会の進め方について

## 各市町村の現状

市町村名	米子市	把握している医ケア児数	61人（R3年度・西部圏域）
課題	緊急時の対応に不安を感じる。つながりが薄い保護者のケアが必要。地域との連携不足。災害時にどう動くか課題。サービス選択肢が限られている。		
令和 3 年度 取組内容	医療的ケアが必要な方の災害時の個別支援計画の作成に向け、モデルケースとして 1 件、災害時対応ノートを作成。		
令和 4 年度 取組計画	医ケアコーディネーターの連携を図る取組み。 情報共有の仕組みづくり 災害時の個別支援計画の作成		

## 2 医療的ケア児における災害時の対応について

## ○災害時モデルケースの検証状況

モデル ケース①	<p>【モデルケースの概要】</p> <p>6才（男）脳原性上肢（1級）脳原性移動（1級） 県住 1 階居住。建物が倒壊しない限り、自宅を離れての避難は困難と想定。 人工呼吸器、たん吸引器、ネブライザーなど使用。</p> <p>【検証状況】</p> <p>市基幹相談支援センターから、相談支援事業所へモデル対象者の報告を依頼。 相談員から紹介があり、基幹センター、相談員、市で連絡を取合いながらノートを作成。</p>
モデル ケース②	<p>【モデルケースの概要】</p>

	<p>【検証状況】</p>
--	---------------

#### ○検証から見えた災害時対応ノートの改善点及び提案

- ・ 支援者が主体になり、家族の話を聞いて作成する方が、負担感少なく、家族からの協力がより得やすいのではないか。
- ・ 日々利用している物品の再確認ができてよかった。
- ・ ゴール地点がよく分からなかった。避難訓練行うのか、出来上がったノートに関係機関と共有するのか、ノートを作成すること自体がゴールなのか。始める時点で示してもらえるとよかった。

### 3 その他

## 鳥取県中部圏域における状況報告

## 1 中部圏域部会の開催状況

- 令和3年度 1回開催 (R3.8.11)

【内容】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について

- 令和4年度 未定

## 各市町村の現状

	市町村名	把握している医ケア児等数	備考
1	倉吉市	約30件	
2	三朝町	なし	
3	湯梨浜町	2件	
4	北栄町	6件	
5	琴浦町	6件	
課題	○医ケア児の災害時対応について ○医療型ショートステイについて		
令和3年度取組 内容	・災害時モデルケースの選定 ・「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」情報共有		
令和4年度取組 計画	・未定		

## 2 医療的ケア児における災害時の対応について

## ○災害時モデルケースの検証状況

モデル ケース①	<p>【モデルケースの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三朝町在住 30代 (男性)</li> </ul> <p>利用中の障がい福祉サービス等：生活介護、居宅介護、短期入所、日中一時 医療的ケア：吸引、人工呼吸器、胃ろう、排尿介助、排便管理</p> <p>【検証状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整中</li> </ul>
-------------	--

## 東部 4 町における状況報告

## 1 各圏域部会の開催状況

## 第 1 回

日時： 未開催

内容： 若桜町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

智頭町－対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

八頭町一年に 1 度、福祉課・教育委員会・委託相談支援事業所の 3 者で協議を実施。

今年度は 8 月に。対象児童数 3 名。

岩美町－今年度は未開催。議題が生じた際に随時開催。対象児童数 2 名。

## 各市町村の現状

市町村名	岩美町	把握している医ケア児数	2 名
課題	災害時の医療的ケア児に対する支援について		
令和 3 年度 取組内容	対象者のうち、相談のあった 1 名について対応を検討。対象者の保護者から現状や課題を聞き取りながら緊急時の連絡体制や避難場所の確認、医療的ケアに必要な物品やその備蓄量などを福祉担当課、防災担当課、病院、訪問看護等の関係部署・機関で確認・協議を実施。		
令和 4 年度 取組計画	前年度の取組みを継続し、支援方法・支援内容等についてさらに内容を深めていくとともに、もう 1 名の対象者の対応についても併せて検討を行う。		

・

市町村名	八頭町	把握している医ケア児数	3 名
課題	児童の学校送迎について		
令和 3 年度 取組内容	町教育委員会と連携し公用車としてリフト車を 1 台用意し、その車両を用いて運行を行う事業者を確保し看護師も配置した送迎を実施。児童 2 名での乗車の際に先に乗った児童が体調不良になることがあること、当該児童の送迎の際に看護師 2 名で送迎していたが人員確保が困難なことが課題に。協議した結果、送迎は児童 1 名・看護師 1 名での体制にすること、1～2 月は降雪による送迎の困難かつ長時間乗車による体調不良リスクを鑑み送迎を休止することに。		
令和 4 年度 取組計画	確認中		

・

・

## 2 医療的ケア児における災害時の対応について

### ○災害時モデルケースの検証状況

モデル ケース①	<p><b>【モデルケースの概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・男児（10歳）</li><li>・身体障害者手帳1級 脳原性上肢機能障害1級 脳原性移動機能障害1級 （疾患：蘇生後脳症後遺症）</li><li>・人口呼吸器・吸引器・サチュレーションモニター等の機器を常時使用</li><li>・自宅避難の場合：電力喪失時に不安が。非常用バッテリーも用意しているが、対応可能な時間は半日程度。以後は車から電源を確保する事になるため長期使用に不安が。</li><li>・避難所避難の場合：必要物品が多量になるため一度では運搬が難しく、機器の作動音が他者の迷惑になる心配あり。父が仕事で不在のことが多く母1人で対象児童以外の子どもを含め避難の面倒を見ないといけない恐れ高いが、かかりつけ病院に「避難は本人と保護者のみしか受け入れできない」と言われている。</li></ul> <p><b>【検証状況】</b></p> <p>対象児の母とノート作成後に準備物品の不足等について話し合い、備えを進めている状況。</p>
モデル ケース②	<p><b>【モデルケースの概要】</b></p> <p><b>【検証状況】</b></p>

### ○検証から見えた災害時対応ノートの改善点及び提案

- ・現時点では特になし
- ・
- ・

## 3 その他

## 鳥取市における状況報告

## 1 各圏域部会の開催状況

## 第1回

日時：R3. 6. 14

内容：発電機の助成について

## 第2回

日時：R3. 10. 27

内容：個別避難計画について

## 第3回

日時：R3. 12. 13

内容：個別避難計画について

## 鳥取市の現状

市町村名	鳥取市	把握している医ケア児数 43人（R3. 11. 16 現在）	把握できている医ケア者数 ____人（調査中）
課題	個別避難計画の保護者への周知徹底。災害時対応ノートの検証。		
令和3年度 取組内容	避難時必要な障がい児者への発電機の助成について 在宅酸素利用状況の把握 個別避難計画について		
令和4年度 取組計画	個別避難計画のケース検討について 災害時対応ノート災害時モデルケースの検証		

## 2 医療的ケア児における災害時の対応について

## ○災害時モデルケースの検証状況（検証に向けた検討のみ）

モデル ケース①	<p>【モデルケースの概要】</p> <p>経管栄養（胃ろう）、たん吸引使用児童の災害時対応ノート作成</p> <p>【検証状況】</p> <p>P6 伝えておきたいことは、誰に対してか不明瞭</p> <p>避難行動要支援者登録についての確認</p>
-------------	---

## ○検証から見えた災害時対応ノートの改善点及び提案

- ・想定として、このノートをだれが持って誰に見せるかはっきりしない部分がある。

## 3 その他

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）の施行に伴い、同法第2条第2項に規定する医療的ケア児で常時人工呼吸器を装着しているものを対象に、災害等による停電時に使用する自家発電機又は外部バッテリーを日常生活用具給付対象に追加することとしています。（基準額：100,000円）

鳥取市障がい者（児）日常生活用具給付事業実施要綱改正し、令和4年4月1日から施行しました。

★ ★ ★ もくじ ★ ★ ★

1 安否確認の流れ ..... 1

2 関係機関リスト ..... 2

2 関係者リスト ..... 2

3 基礎情報 ..... 3

4 医療的ケア等の情報 ..... 4

6 その他に伝えておきたいこと ..... 6

7 災害時に備えて準備しておくもの ..... 7

8 タイムスケジュール ..... 8

9 災害時の避難先 ..... 9

10 自宅周辺のハザード（危険性） ..... 10

11 電源確保について確認しておきましょう ..... 11

12 停電への対策を考えたおきましょう ..... 12

13 ふだんから登録・準備しておくくと役立つもの ..... 13

13 このノートに添付しておくるとよいもの ..... 13



私の名前は

です

災害時に、必要となる情報と支援内容を記載しています

- ・このノートを持っている方は何らかの医療的なケアが必要な方です。
- ・本人や家族が困っている事があれば、お手伝いをお願いします。

作成者	( 続柄 )		
作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日

## ★ 安否確認の流れ

### ★安否確認を行うタイミング★

- ・震度( )以上の時
- ・風水害は状況による

※ 安否確認ルートについて、矢印等を追加しながらご記入ください。

例) 医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、人工呼吸器・酸素取扱業者など  
電話がつかない時の代替手段を確認しておきましょう。

例) 災害伝言ダイヤル171、メール、SNSなど

※ どちらから発信するかを決めて、矢印で示しましょう。

保護者(母:〇〇)  
電話(090-〇〇〇-〇〇)  
代替手段(LINE)

### 状況確認

機関名( )  
電話( )  
代替手段(メール:080)

機関名(〇〇クリニック)  
電話( )  
代替手段(171伝言ダイヤル)

機関名(〇〇学校)  
電話( )  
代替手段( )

機関名( )  
電話( )  
代替手段( )

機関名(呼吸器業者)  
電話( )  
代替手段( )

## ★ 関係機関リスト

機関名	担当者	電話番号
病院・診療所		
訪問看護		
訪問リハビリ		
訪問介護事業所		
薬局		
ショートステイ		
相談支援事業所		
通所事業所		
学校・保育所等		
役場		
保健師		
機材業者		
電力会社		
消防署		

## ★ 関係者リスト (家族・親戚などの協力者)

続柄	氏名	電話番号	アドレス等



## 基礎情報

ふりがな	血液型	生年 年月日	年月日
氏名	男・女	体温 ℃	
	〒		
住所			
診断名			

主治医 (かかりつけ)	医療機関名	
	医師名	電話
主治医 (病院)	医療機関名	
	医師名	電話

服薬中の薬	
アレルギー	なし・あり ( )
移動	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 部分介助 <input type="checkbox"/> 寝たきり 移動に必要な道具 ( )
	<input type="checkbox"/> 会話 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> 意思伝達装置 その他 ( )
コミュニケーション	

～写真を貼っておくと、災害時の本人確認に役立ちます～





## 医療的ケア等の情報

<input type="checkbox"/> 人工呼吸器	機種	<input type="checkbox"/> あり ( 時間 ) <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 気管切開で使用 <input type="checkbox"/> マスクで使用
	内部バッテリー	<input type="checkbox"/> あり ( 時間 ) <input type="checkbox"/> なし	外部バッテリー <input type="checkbox"/> あり ( 時間 ) <input type="checkbox"/> なし
	自発呼吸	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	アンビューバック <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	離脱	<input type="checkbox"/> 可能 → (約 分)	<input type="checkbox"/> 不可
	装着時間	<input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 夜間のみ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	業者名		連絡先
<画像：人工呼吸器の設定>			
<画像：人工呼吸器と回路接続>			
<input type="checkbox"/> 気管切開	バルスオキシメーター	<input type="checkbox"/> 充電式 ( ) 時間、 <input type="checkbox"/> 電池サイズ ( ) × ( ) 個	カフ圧    m l
	カニューレ製品名		外形    m m 、 内径    m m 、 長さ    m m
	サイズ		
	咽頭気管分離	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

**☆ その他伝えたいこと**

～ケアの内容・物品に関すること～

～お薬に関すること～ ※最新のお薬手帳の写しを添えましょう。

～その他～ ※愛称、好きなこと、安心するかわり方、苦なこと等もご記入ください。

<input type="checkbox"/>	O <sub>2</sub> ( ) L/分、SpO <sub>2</sub> ( ) %	
酸素	濃縮器	濃縮器
	内部バッテリー	外部バッテリー
使用	※携帯用酸素ボンベ ( L/分) の使用で、1本 ( 時間)	
	業者名	連絡先
吸引	吸引器内部バッテリー	電源不要の吸引器
	チューブサイズ	Fr
引	吸引回数	回/日
	挿入の長さの目安	cm
栄養	経口	経口
	経胃ろう	経胃ろう
養	経腸ろう	経腸ろう
	経鼻	経鼻
IVH	チューブ種類	サイズ
	注入ポンプ	注入ポンプ
その他	水分補給	水分補給
	アレルギー	アレルギー
排泄	オムツ	オムツ
	導尿	導尿
その他	ストマ	ストマ
	その他	その他
緊急時	※発作時の対応指示等について記載してください。	
その他	※電源が必要な機器等について、バッテリーも含めて記載してください。	

**災害時に備えて準備しておくもの** ※本人用に3日分を想定して記載

品目	備蓄数	メモ
呼吸器回路一式		
蘇生バッグ		
予備気管カニューレ		
Y字ガーゼ		
延長チューブ		
酸素ボンベ、ボンベカート		
人工鼻		
加温加湿器		
モニター		
吸引器(手動・足踏み)		
吸引チューブ		
経管栄養剤		
注入用ボトル		
栄養チューブ		
胃ろうチューブ		
延長チューブ		
シリンジ		
滅菌精製水		
蒸留水		
ガーゼ		
アルコール綿		
固定用テープ		
外部バッテリー		
延長コード		
シガーソケット対応インバーター		
発電機		
蓄電池		
UPS(無停電電源装置)		

品目	備蓄数	メモ
薬(内服薬・外用薬)、お薬手帳		
おむつ		
おしり拭き		
使い捨て手袋		
手指消毒液		
マスク		
保険証、医療受給者証		
その他		

**スケジュール**

時刻	平常時 (事前に記入)	発災後 (状況に応じて記入)	メモ
6:00			
7:00			
8:00			
9:00			
10:00			
11:00			
12:00			
13:00			
14:00			
15:00			
16:00			
17:00			
18:00			
19:00			
20:00			
21:00			
22:00			
23:00			
0:00			
1:00			
2:00			
3:00			
4:00			
5:00			

9 災害時の避難先

- 災害時の指定避難場所
- ・ \_\_\_\_\_ (非常電源/あり・なし)
  - ・ \_\_\_\_\_ (非常電源/あり・なし)

※避難場所・避難ルートを地図で確認し、写しを添付しておきましょう。  
 ※経路は2パターン考えておきましょう。

- その他に避難できる場所があれば記入しましょう。

- ・ \_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ )
- ・ \_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ )

- 避難を手伝ってくれる人

- ・ \_\_\_\_\_ さん (電話 \_\_\_\_\_ )
- <メモ>

- ・ \_\_\_\_\_ さん (電話 \_\_\_\_\_ )
- <メモ>

- ・ \_\_\_\_\_ さん (電話 \_\_\_\_\_ )
- <メモ>

10 自宅周辺のハザード (危険性)



(参考) 鳥取県各市町村のハザードマップ  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/88530.htm>

※想定される災害をチェックし、災害状況を書き出してみてください。

- 洪水 (例: 少し危険、自宅周辺の浸水の深さは1m未満)
- 土砂災害 (例: 危険、自宅は土砂災害警戒区域)
- 地震 (例: 危険、断層直下、木造住宅、人口密集地)
- 津波 (例: 少し危険、浸水の深さは1m未満)
- 高潮 (例: 少し危険浸水の深さは1m未満)
- その他 (例: 孤立集落となる危険性あり)

【避難のタイミング】


## ☆ 電源確保について確認しておきましょう

### 【以下の方法で電源を確保する】

- UPS（無停電装置）
- 蓄電池
- 車から電源をとる
  - シガーソケット
  - 100V コンセント
  - 充電用 USB 端子
  - V2H 機器
- 自家発電機
  - ガソリン
  - ガス
- 手回し充電器
- ソーラー充電器
- 乾電池式充電器
- 

### 【電源確保ができないときのために】

※自家発電設備のある近隣の施設等  
を確認しておきましょう。

施設名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
Tel \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
Tel \_\_\_\_\_

注) 発電機など非常用電源への医療機器の接続は  
メーカーから保障されません。緊急かつや  
むを得ない自衛手段として、自己責任での使用  
となることをご留意ください。

## ☆ 停電への対策を考えておきましょう

### ■ 電池利用機器への切り替え

- 低圧持続吸引器
  - パルスオキシメーター
  - 酸素濃縮器 → 携帯用酸素ボンベ
  - その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 手動への切り替え
    - 人工呼吸器 → 蘇生バック
    - たん吸引器 → 手動式、足踏み式、シリンジ吸引

### ■ エアマット

- 停電時対応仕様でないものは、空気の抜け対策  
例：ひもで縛る、無圧マットの用意

### ■ 人工呼吸器の加温加湿器

- 人工鼻

### 中国電力ネットワークセンター（フリーダイヤル）

<鳥取> 0120-465-210  
<倉吉> 0120-212-607  
<米子> 0120-211-476

### 停電情報アプリ

※ 停電発生エリア、復旧目途、復旧連絡を知ることができます。



★ ふだんから登録・準備しておく役割つもの

名称	内容	問い合わせ先
(各市町村) 避難行動要支援 者名簿への登録	事前登録制。 関係機関（自治会、消防、警察など）に 情報が提供され、避難支援や見守り活動 に活用されます。	(電話)
(各市町村) 災害時個別支援 計画の作成	災害時にどのような避難行動をとるかあ らかじめ確認するためのものです。関係 者と一緒に作成します。地域の方とのつ ながりを考えるきっかけにもなります。	(電話)
医療的ケア児等 医療情報共有シ ステム MEIS	事前登録制。主治医による入力が必要。 医療的ケア児等が救急時や予想外の災 害、事故に遭遇した際に、全国の医師・ 医療機関（特に救急医）等が迅速に必要 な患者情報を共有できるシステムです。 厚生労働省ホームページ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html</a>	ヘルプデスク：(株)カス タマーリレーション・インテリマ ーケティンク (電話) 0120-523-252
ヘルプマークの 取得	周囲の方に配慮を必要としていることを 知らせ、援助を得やすくします。	(電話)

★ このノートに添付しておくよいよもの

- 処方箋やお薬手帳のコピー
- 人工呼吸器設定指示書
- 経管栄養注入指示書
- その他指示書（ )
- 保険証、各種受給者証、障害者手帳の写し
- 注入時等の姿勢や機器設定の写真
- お住まいの地域の防災マップ、ハザードマップ

〈検討〉鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会  
〈作成〉令和4年2月 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課

# 医療的ケアを必要とする方のための災害時対応ノートの実用に向けた流れ

行程	スタンプバイ	声掛け 説明	家族記入	補充	共有
内容	<p>○ノートの周知 →県ホームページ掲載 →通知（県から各機関へ） &lt;通知先※①&gt; 市町村 相談支援事業所 障害福祉事業所 医療機関 訪問看護事業所</p>	<p>○※①は、相談場面等において、災害時に不安をもっている対象者（医療的ケア児・家族）への声掛け（ノートの紹介）をする。 ○作成を希望される方については、家族に記入を促す。</p>	<p>○家族が記入後、あるいは、記入に困った場合は下記対応者に連絡をする。</p>	<p>○下記対応者は、関係機関への聞き取りや支援会議での確認などを経て、家族と一緒にノートを完成させる。</p>	<p>○家族あるいは下記対応者が、ノートの写しを作成し、関係機関に渡す。 ※情報の更新は、家族から各関係機関に連絡を入れる。</p>
対応者	<p>・県医ケア部会 (事務局：子ども発達支援課)</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>	<p>・圏域医ケア部会（事務局：市町村）または、基幹相談支援センター ・医ケア児の支援者（相談支援専門員等）の協力を得る</p>

## 令和4年度 医療的ケア児者に関わる県の事業

(単位：千円)

分野	番号	事業名	概要	担当課	R4 予算額	財源		
						国	県	その他
保健・福祉	1	【新規】医療的ケア児総合支援事業（子ども発達支援課分）	<p>医療的ケア児とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的にを行い、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>(1) 医療的ケア児支援センター設置事業 医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 ○医療的ケア児支援センター（総合窓口）の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名、福祉職1名）、事務職1名を配置。 ○東部相談窓口の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名）、事務職1名を配置。</p> <p>(2) 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業 医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p>	子ども発達支援課	39,768	一部1/2	1/2又は単県	-
	2	在宅生活支援事業（医療的ケア児者受入環境整備事業の細事業）	<p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p> <p>(1) 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業 障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>(2) 家庭外看護師派遣支援事業 日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(3) エアーマットレスレンタル助成事業 体位変換に常時助介を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(4) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>(5) 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業 要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）</p> <p>(6) 重度障がい児者地域移行推進事業 入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0～1/2、事業所0～1/2）</p> <p>(7) 入院時付添依頼助成事業 常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(8) 家庭内排痰補助装置助成事業 常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(9) 身体障害者手帳交付対象外の聴覚聴覚への補聴器購入等助成事業 身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な聴覚聴覚に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p>		10,555	-	単県	-
	3	障がい児者事業所職員等研修事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。		345	-	単県	-
	4	重度障がい児者相談員設置事業（障がい児等地域療育支援・相談事業の細事業）	重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置する。（3名：各圏域1名ずつ）		216	-	単県	-
	5	医療型ショートステイ総合支援事業	<p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が近年増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>(1) 訪問型レスパイト支援モデル事業補助金（補助率：県10/10） 医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を超えた部分）から、自己負担530円を控除した額を補助する。（一人当たり年間約36時間を上限）</p> <p>(2) 医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金（補助率：県10/10） 西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江センターでのショートステイ利用の促進を図ることにより、複数のショートステイ事業所の利用を確保し、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 【補助内容】：松江医療センターまでの交通費を補助する。（送り迎えの2往復分、自家用車利用：6千円/回、UDタクシー利用：18千円/回）</p> <p>(3) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金（補助率：県10/10）（ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10） 医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。</p>		25,439	-	単県	-
	6	NIOUからの地域移行支援事業	新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。		800	-	単県	-
	7	医療的ケア児等に係る人材確保事業	重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。		315	-	単県	-
	8	医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	日本財団と共同で推進してきた「難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う拠点施設」である「博愛こども発達・在宅支援クリニック」（平成31年4月開業）と「ナッシングデイこすす」（令和2年4月開業）が、医療と福祉を組み合わせたサービスを提供するとともに、県委託の人材育成事業等、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。		3,042	一部1/2	1/2又は単県	-

分野	番号	事業名	概要	担当課	R4 予算額	財源		
						国	県	その他
	9	【新規】医療的ケア児総合支援事業（障がい福祉課分）	<p>医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整えるため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 在宅医療的ケア児者支援体制強化事業 訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。</p> <p>(2) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業 複数のサービス種別・事業所を組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。</p> <p>(3) たん吸引研修等受講奨励金交付事業 たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>		—	15,205	—	単県
保健・福祉	10	重度障がい児者支援事業	<p>重症心身障がい児者等が地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2）※32,028千円 生活介護事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1 相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業（県1/2、市町村1/2）※2,336千円 短期入所事業所において、重症心身障がい児者の短期入所による支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。</p> <p>(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業 ※136,184千円 生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。 （鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする）</p>	障がい福祉課	170,548	—	単県	—
	11	重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	<p>重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国1/2、県1/4、市町村負担1/4） ※財政力指数に応じた減率あり）</p>		72,294	2/3	1/3	—
	12	介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	<p>特定の者（障がい者等）に対するたん吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。</p>		1,731	—	—	基金
	13	難病等医療費助成事業	<p>指定難病（338疾患）患者に対して医療費の一部を公費負担する。</p>		849,450	1/2	1/2	—
	14	難病患者療養支援事業	<p>難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。</p> <p>(1) 難病患者地域支援対策推進事業 難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導（診療）・訪問相談を実施する。</p> <p>(2) 在宅難病患者一時入院事業 常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。</p> <p>(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。</p>	健康政策課	11,868	1/2	1/2	—
	15	難病相談・支援センター等設置委託	<p>難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。</p>		21,534	1/2	1/2	—
	16	保育サービス多様化促進事業	<p>(1) 単県事業 各市町村が特別な支援が必要と認められた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助する。 ア 障がい児保育 各市町村が特別な支援が必要と認められた子どもに対して、保育士等を配置する場合に助成 イ 乳児保育 特定教育・保育施設及び地域型保育事業所が、途中入所の乳児を担当する保育士を年度当初から配置する経費について助成（私立施設のみ） (2) 間接補助事業 医療的ケア児保育事業（国2/3、都道府県1/6、市町村1/6） 地方公共団体において、看護師等の雇い上げ等に要する経費の一部を補助し、保育所において医療的ケア児の受け入れができる体制整備を行う。</p>	子育て王国課	127,643	2/3	1/6 又は 単県	—
	17	小児慢性特定疾病医療費助成事業	<p>小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。</p>		99,438	1/2	1/2	—
	18	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	<p>市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。</p>		512	1/2	1/2 又は 1/4	—
	19	【新規】小児慢性特定疾病交通費助成事業	<p>県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。</p>	家庭支援課	1,532	—	単県	—
	20	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	<p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（以下「慢性疾患児童等」という。）の自立及び成長支援について、慢性疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。</p> <p>(1) 慢性疾患児童等地域支援協議会運営事業 慢性疾患児童等及びその家族に必要な支援、実施事業、事業等の効果について審議等を行う。 (2) 相談支援事業、交流・研修事業（鳥取大学に委託） 慢性疾患児童等及びその家族への各種相談対応及び情報提供、患者（保護者）同士の交流、疾病に関する研修会等の実施。</p>		3,302	1/2	1/2	—
	21	特別支援学校教職員人件費	<p>常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。</p>	教育人材開発課	人件費	1/3	2/3	—

分野	番号	事業名	概要	担当課	R4 予算額	財源		
						国	県	その他
教育	22	特別支援教育充実費 (医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)	特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。 ・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催 ・学校看護師の保険加入	特別支援教育課	392	—	単県	—
	23	特別支援教育における専門性向上事業 (医療的ケア専門性向上事業)	医療的ケアが必要な幼児児童生徒の教育の充実を図るため、学校看護師や教職員に対し専門性を高める研修を行う。 ・令和4年度鳥取県学校における医療的ケア連絡協議会の開催 ・学校における医療的ケア研修会の開催 ・学校における医療的ケア看護師スキルアップ研修会の開催 ・看護師(特別支援学校)スキルアップ講習会へ派遣(1名)		605	—	単県	—

## 鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧(東部圏域)

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
東部	鳥取市	相談支援事業所	地域生活支援センターみんなの家	鳥取市美萩野2丁目81	0857-30-7677	t_minnaoie@yahoo.co.jp	月～金 9:00～17:00
			相談支援センターサマーハウス	鳥取市湯所町1丁目131	0857-36-1151	summer@mmwc.or.jp	月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00
			障がい者支援センターそよかぜ	鳥取市富安二丁目104-2	0857-22-9511	soyokaze@tottoricity-syakyo.or.jp	月～土 8:30～17:15
			障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036	shirahama_shien@tottori-kousei.jp	月～金 9:00～17:00
			鳥取市基幹相談支援センター	鳥取市富安二丁目104-2(さざんか会館)	0857-22-0678	kikansohdan@tottoricity-syakyo.or.jp	月～金 8:30～17:15
			鳥取県看護協会相談支援事業所こすもす	鳥取市江津318-1	0857-30-5568	cosmos@tottori-kangokyokai.or.jp	月～金 9:00～17:00 ※祝祭日、年末年始を除く
			榊鳥取介護サービス 相談支援センター	鳥取市古海707-1	0857-30-1696	tottorikaigo-s@aroma.ocn.ne.jp	月～金 9:00～18:00
		医療機関	鳥取県立中央病院患者支援センター	鳥取市江津730	0857-26-2271	—	月～金 8:30～17:00
			鳥取市立病院	鳥取市釣場1-1	0857-37-1522	—	月～金 9:00～16:00
			独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	鳥取市三津876番地	0857-59-1111	—	月～金 8:30～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日 を除く
			訪問看護ステーションつむぎ	鳥取市行徳1丁目312番地	0857-30-6981	info@o-tsumugi.com	月～金 9:00～17:00
			訪問看護ステーションおさき	鳥取市湖山町北2丁目555	0857-30-6022	—	月～金 9:00～17:00
			①きずな訪問看護リハビリステーション②Relieve	鳥取市興南町113-2自然堂第1ビル2F	①0857-51-0151 ②0857-51-0291	①y.kishida@kizuna123.co.jp ②relieve@kizuna123.co.jp	①月～金 8:30～17:00 ②月～金 8:30～17:30
			さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁54番地2	0857-54-1871	—	月～金 8:30～17:30 ※祝日及び12月30日～1月3日 を除く
		ピュートゾルフたいよう訪問看護ステーション	鳥取市桂木245-25	0857-30-7217	buurtzorg.taiyou@gmail.com	月～金 9:00～18:00 ※祝日、お盆、年末年始を除く	
		療育機関	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津730	0857-29-8889	ryoikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		教育機関	鳥取県立鳥取看護学校	鳥取市江津260番地	0857-26-3601	toriyo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～16:30
	その他	共に暮らす共に生きるおしどりの家	—	090-6833-7229	oshidori.dream@gmail.com	おしどりカフェ(毎月第3土曜日13:30～15:30開催)にて相談受付(それ以外の相談はメールにてお問合せください)	
	岩美町	市町村	①岩美町住民生活課 ②岩美町健康長寿課	①岩美郡岩美町浦富675番地1 ②岩美郡岩美町浦富1029番地2(岩美すこやかセンター内)	0857-73-1333	tkikifukushi@iwami.gr.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く ご連絡は岩美町福祉課まで
	若桜町	市町村	若桜町保健センター	八頭郡若桜町若桜801-5	0858-82-2214	hokenc@town.wakasa.lg.jp	月～金 8:30～17:15
	智頭町	市町村	智頭町福祉課	八頭郡智頭町大字智頭1875番地	0858-75-4102	fukushi-j@town.chizu.lg.jp	月～金 8:30～17:15 ※祝日を除く
	八頭町	その他	障がい児者支援事業所サポートセンターわくわく	八頭郡八頭町安井宿26番1	0858-71-0472	wakuwaku@wind.ocn.ne.jp	月～金 9:00～17:00

鳥取県医療的ケア児等コーディネーター配置機関一覧(中部圏域)

圏域	市町村	機関種別	機関名	所在地	連絡先		備考(相談受付時間など)
					電話番号	メールアドレス	
中部	倉吉市	相談支援事業所	障害者支援センターくらし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8455	—	月～金 9:00～17:00
			倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1	0858-22-6239	happy@nojima-hospital.or.jp	月～金 8:30～17:30 ※転送電話にて24時間受付対応
			社会医療法人仁厚会 中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市山根43	0858-26-2346	—	月～金 8:30～17:30 ※この時間以外は転送電話で対応
		医療機関	鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	0858-22-8181	Chiiren-k@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く
			訪問看護リハビリステーション くらし	倉吉市山根43-1	0858-26-1904	—	月～金 8:30～17:30
		療育機関	鳥取県立中部療育園	倉吉市上井503-1	0858-27-0780	chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp	月～金 8:30～17:15
		教育機関	鳥取県立倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	Kurayo-s@mailk.torikyo.ed.jp	月～金 8:30～17:00
	市町村	倉吉市子ども家庭課	倉吉市堺町2丁目253-1	0858-22-8220	katei@city.kurayoshi.lg.jp	月～金 8:30～17:15	
	湯梨浜町	医療機関	(株)ライフケア湯梨浜 訪問看護ステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5202	—	月～金 9:00～17:00
		相談支援事業所	相談支援センターサポートりんくす	東伯郡湯梨浜町長江310-46(生活支援センターテイジー内)	0858-32-1001	rinks@support-rikka.jp	月～金 9:00～18:00 ※転送電話にて24時間対応可能
		市町村	湯梨浜町子育て支援課	東伯郡湯梨浜町久留19-1	0858-35-5321	ykosodate@yurihama.jp	月～金 8:30～17:15
		その他	(株)ライフケア湯梨浜 ヘルパーステーションゆりはま	東伯郡湯梨浜町田後224-1	0858-35-5201	—	月～金 9:00～17:00
	琴浦町	市町村	琴浦町福祉あんしん課	東伯郡琴浦町徳万591番地2	0858-52-1706	fukushi@town.kotoura.tottori.jp	月～金 8:30～17:15
	北栄町	市町村	北栄町健康推進課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5867	kenkou@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15
			北栄町福祉課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-5852	fukushi@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15
			北栄町教育総務課	東伯郡北栄町由良宿423番地1	0858-37-3224	kyouiku@e-hokuei.net	月～金 8:30～17:15